

盛土規制法運用開始前に行われている工事の届出書作成要領

寝屋川市

工事等の届出について

寝屋川市では令和6年4月1日に市内全域を盛土規制法の規制区域に指定し、運用を開始する予定です。

令和6年3月31日以前に工事着手し、運用開始後も以下の盛土等を行う場合については、工事主は、運用開始日から21日以内（令和6年4月22日まで）に宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）第21条第1項に基づく盛土等に関する届出が必要です。

※土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土

※土石の堆積（一時的な堆積）

※旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（都市計画法の開発許可を取得しているものを含む）

注意：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び旧宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び許可を要しない工事に該当するものは除きます。

届出が必要な工事の規模

要件	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

※ ① ② ③ ⑤ については、旧法の宅地造成等規制法の許可対象と同じ

※ ④ ⑥ ⑦ については、新たに対象となるもの

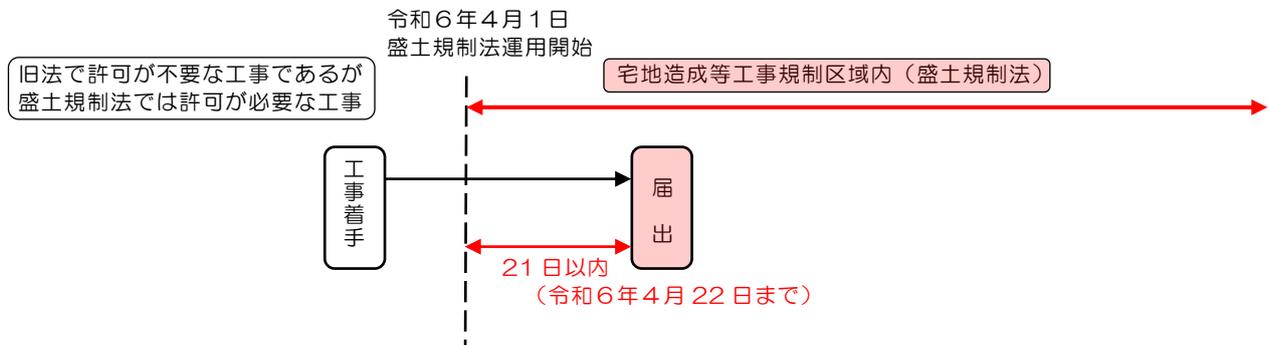
届出に必要な書類（正1部・副1部）

- ①届出書様式 ②位置図 ③地形図 ④現況図 ⑤土地利用計画図
- ⑥造成計画平面図 ⑦造成計画縦断面図 ⑧土地の求積図
- ⑨盛土・切土の求積図 ⑩土量計算書
- ⑪他法令許可書の写し・工事写真等

届出窓口：都市基盤整備部 審査指導課

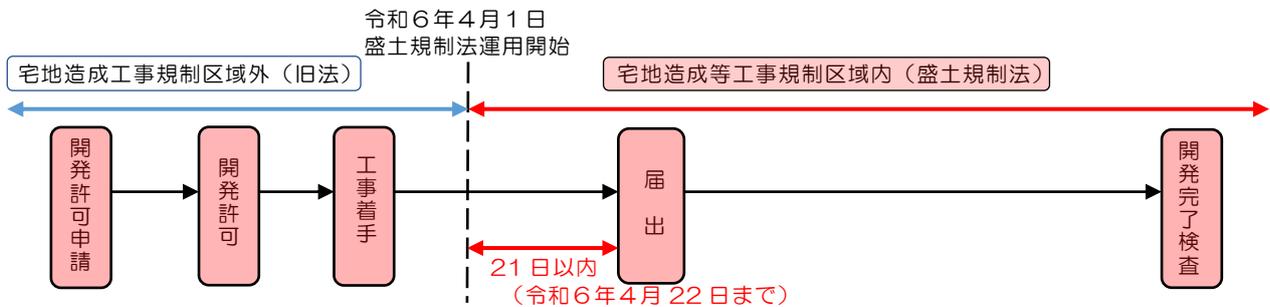
盛土規制法運用開始前に行われている工事の届出書作成要領 寝屋川市

① 旧法での許可が不要な場合



※令和6年3月31日以前に工事着手しており、運用開始後、盛土規制法の許可が必要な工事等の規模であるもの

② 都市計画法開発許可



※旧法宅地造成工事規制区域外で令和6年3月31日以前に開発許可を得て工事着手しており、運用開始後、盛土規制法の許可が必要な工事の規模であるもの